論 文

信長期の金銀使用について

髙木 久史*

はじめに

- 1.問題の所在
- 2.信長による金銀使用
- 3.信長以外による金銀使用

補説1 価値尺度としての銀遣いの成立について

補説2 越前における状況

おわりに

はじめに

本稿では『信長公記』を主たるテキストとして、16世紀後半とくに信長が活躍した時期において金銀はいかなる機能を持っていたのか、という問題につき分析を行う。

1.問題の所在

貨幣とは、交換手段・支払手段・価値尺度・富の蓄蔵手段等の機能を持つものと一般に定義される。 とはいえ歴史的事実として、これら全ての機能を持つ全目的貨幣が成立するのは近代になってからの ことであり、それ以前においては様々な媒体により前述の機能が分担されるという¹⁾。

日本前近代の貨幣はいかなるものであったのか。従来の日本貨幣史研究においては、現代的貨幣観を前提に前近代にもそれを投影して分析するという方法をとりがちだった²'。しかし必要なのは、ある歴史的時点において、ある媒体が、貨幣の諸機能のうちどのような機能を持っていたか どのように使われていたか、を実証する帰納的な分析であろう。例えば銭なら銭が、金なら金が、ある歴史的時点においてどのような機能を持っていたのか、またどのように機能が変化したのか、その転換過程の実証が課題となる³'。

本稿では分析の対象時期を16世紀後半とする。この時期は貨幣としての金銀使用の成立(とくに交換手段・支払手段としての使用。またいわゆる三貨制度の端緒)期として評価されている⁴⁾。当該時期の金銀使用の実態を分析するに際し、従来の研究において注目されているのが、織田信長が発令した永禄12年(1569)3月16日付け上京あて「精撰追加条々」である。これは同年2月末から3月初頭に発令された撰銭令⁶⁾の追加法である。「精撰追加条々」には銭に関する規定のみならず、金銀を交換手

^{*}越前町織田文化歴史館歴史資料館学芸員、福井県文書館運営懇話会委員

段として使用する場合の規定や金銀と銭との比価の規定など、金銀に関する規定を含む。これは従来の撰銭令を含め戦国期の貨幣法には無かったものであり、画期的である。中島圭一氏は1560年代末の段階での銀使用の普及を示唆するとし、「銭に金銀を加えた三貨のシステムの出発点」 近世三貨制度の端緒と評価する⁷⁾。

ではこのような政策を生む前提となった、当時の社会における金銀使用の実情はどのようなものだったのだろうか。従来の研究において、16世紀に金銀の貨幣としての使用とりわけ交換手段・支払手段としての使用が普及することが指摘されている。小葉田淳氏®以来の研究史を桜井英治氏が端的に整理している®。また実証の対象時期もかつては16世紀のうち第4四半期が主であった®が、近年は第3四半期やそれ以前についても実証の蓄積が進んできている。

これらの研究によれば、金は15世紀までは砂金の形態で贈答の支払手段として使用されていた。16世紀から板状の鋳塊を使用し、贈答・遠隔地送金の支払手段として使用されるようになる。銀は金より普及時期が遅れる。贈答における支払手段としての使用が永禄年間から、交換手段としての使用が元亀以降確認できる。また16世紀第3四半期における金銀の使用状況、とくに贈答・遠隔地送金の支払手段としての金から銀への交替等につき中島圭一氏・田中浩司氏が近年実証的な分析を行っている11)。加えて16世紀前半における価値蓄蔵手段としての金の使用について、同じく田中氏が大徳寺の帳簿史料を典拠として分析を行っている12)。

以上の研究においては公家・武家・寺院等のレベルによる使用が実証されてきた。一方当該時期における社会一般による金銀使用については消極的に評価されている¹³。しかしその後16世紀末になると少額取引の交換手段にも銀が使用されるようになることを、盛本昌広氏が示している¹⁴。

またここまであげた研究は京都を対象地域とするものが中心であるが、一方で金銀使用の実情の地域差を意識した分析も進みつつある。金については伊勢以東の事例を中心に実証が蓄積されてきている¹⁵)。銀については中国地方における状況を中心に本多博之氏が実証を進めている¹⁶)。

以上のように、地域・使用主体・使用目的等に限定はあるが、16世紀における交換手段・支払手段 ・価値蓄蔵手段としての金銀使用の実態の復元が進んできている。

本稿では、1560年代 80年代初頭すなわち信長の活躍時期における交換手段・支払手段・価値蓄蔵 手段としての金銀使用の実情の復元を『信長公記』を典拠として行う。先にも述べたようにこの時期 に関する研究は近年進んでいるが、本稿での分析はその補足というだけでなく次のような意義を持つ と考える。

では他の地域と比較して、京都の金銀使用状況はどのような特徴を持つのか。結論を先にいえば金銀両方が使用される。このことは従来の研究においては所与の前提のごとくされ、特に言及されることはなかった。しかし金銀使用の地域差という観点からいくと、双方ともに使用される現象は全国的に見て特殊なことといえよう。先にも引いたように、従来の研究において16世紀東日本における金使用・西日本における銀使用について実証がされてきたが、それに対して京都はこれら2つの世界が邂逅する場であるということもできる¹⁷。

そして信長がそのような場に政治的中心を置き近世三貨制度の端緒ともいうべき政策を実施したという事実を、再認識する必要があるのではないか。『信長公記』には京都関連の金銀使用の記事が多く、以上のことについての情報を提供する(京都以外に関する情報も含むが)。本稿は、全国的に見て...京都がどういう位相にあるかということを従来あまり明確に議論してこなかったことに対する問題提起を意図している。

もう1つが、典拠として『信長公記』を使用する意義である。従来の研究では公家・大寺社の記録や大名関係の一紙文書等を典拠としてきた。一方『信長公記』は従来の研究ではあまり現れてこなかった主体が使用者として登場する。この点に意義があると考える。

テキストは奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店(角川文庫ソフィア)、1969、を使用する。 以下当テキストからの引用は巻と見出し番号のみ略記する。例えば首巻の1であれば「首 - 1 」、巻 1の1であれば「1 - 1 」と記す(事例は一覧化して別表に掲出したので、適宜参照されたい)*。

2.信長による金銀使用

本章では信長とその周辺における金銀の使用の実情を示す事例のうち、信長側を使用主体とする事例 表 1 参照)について検討する。

『信長公記』における信長側による金使用の事例の初見は、永禄7年(1564)と考えられる、帰順者に対する兵糧料下行¹⁹⁾である。また銀使用の事例の初見は同12年の京都における茶道具等名物徴発である。対価として「金銀八木」を与えたとある²⁰(平等な二者間の対等な交換とはいえないかもしれないが)。以下金銀による交換・支払の事例は、その記録が終わる天正10年(1582)に至る間に、40件弱確認できる。

では交換手段・支払手段としての金と銀との使い分けは確認できるだろうか。まず先に金銀が弁別されずに交換手段・支払手段として併記されている事例を確認しよう。まず、銀の使用初見事例として挙げたものを含めた名物徴発²¹がある。このほか禁裏への献上²²、功労者への褒美²³、他国大名からの使者への下行²⁴の事例がある。

これらに対し、金銀それぞれが単独で使用された事例を確認しよう。まず金使用の事例。兵糧料²⁵、 任官の礼としての朝廷への献上²⁶、公家への贈与²⁷、家臣の軍忠・信長への帰順・その他功労者への 褒美²⁸、他国大名等への贈与²⁹や、その使者等への贈与³⁰などの事例がある。

次に銀使用の事例。名物徴発³¹、家臣・功労者への褒美³²、他国大名からの使者への下行³³、などの事例がある³⁴。

また金と銀とが同時に使用されているが支払先が弁別されているものとして、家臣や功労者への褒

美の事例がある35)。

以上の事例から、次のように言える。時期的には永禄年間を初見とし、天正に入ると事例数が多くなる。金銀の使い分けについては、まず、兵糧料・任官礼は金のみが使用されている。その他は、贈与等の支払やなんらかの交換において、その目的に応じて金のみもしくは銀のみしか使われない、という現象にはなっていない。

金銀の使い分けは相手に与える価値の格差に依拠すると考えられる事例がある。例えば内通工作に 成功した羽柴秀吉に金100枚、その報告をした竹中重治に銀100両を与えている。高額支払には金、相 対的に少額の支払には銀、という使い分けがあったということだろうか³⁶⁾。

さて金銀の使用普及の契機について論じた研究で注目すべきが、黒田明伸氏のものである³⁷。黒田 氏は、1567年の明海禁緩和とそれに伴う私鋳銭の日本への輸出の停止が日本における銭不足を生み、 結果銭を軸とする貨幣システムが機能不全に陥ったとの見通しを示している。この説に対して若干の 疑義も呈されているが、メガトレンドを説明する仮説として注目されている³⁸)。

本稿では天正年間に入って金銀使用が顕在化することを指摘した。このことは黒田氏の説にも符合する。一方同時期には交換手段・価値尺度としての米の使用も普及した³⁹)。このことと総合すれば、 銭の使用解消にともない、交換手段機能においてそれまで銭が占めていたニッチへ銭以外の媒体(金銀米)が参入していく、とまとめることができる。

ただし冒頭でも指摘したように、ある特定の高額の交換・支払における金銀の使用は、金銀が一般的な交換手段・支払手段として成立したことを必ずしも意味しない。だとすると、どのような交換・支払において金銀が使われ、どのような交換・支払において金銀以外のものが使われたのか、その弁別をしなければならない。言い換えれば、金銀の交換手段・支払手段としての普及の一方で、金銀以外の媒体による交換・支払が続けられたものには何があるか、ということを明らかにしなければならない。

例えば金銀が交換手段・支払手段として使用される端緒の一つに高額取引・支払があるといわれる⁴⁰。先に見た事例では名物徴発などがそれに該当する。とはいえ16世紀後半における高額の交換・支払の全てが金銀によって行われたわけではない。そのことを示す事例が『信長公記』にある。天正10年1月、伊勢神宮遷宮の費用として手始めに銭3000貫を信長が寄進することになった。これにつき次のように記録されている。

正月廿六日、森乱御使にて、濃州岐阜御土蔵に先年鳥目一万六千貫入置かれ候。定めて縄も腐候はんの間、三位 中将信忠より御奉行を仰付けられ、繋直し、正遷宮入り次第御渡しなされ候へと御諚なり。(15-3)

森蘭丸を使者として次のような命令を信長が出した。いわく、岐阜城の土蔵に先年銭1万6000貫を入れておいたが、きっと縄が腐っているだろう。そこで信忠から奉行を任命し、縄を繋ぎ直し、遷宮にあたって渡すように、と命じた。この史料は以上のように解釈できる。

史料に、銭の縄を繋ぎ直すとある。このことは同価値の金銀等他の媒体で支払うのではなく、縄で繋ぎ直した銭で支払うことが想定されていることを示す41)。

注目すべきは、3000貫という高い価値の移動に際して金や銀ではなく、銭が使用されたという点である。岐阜から伊勢神宮までの距離で銭3000貫相当の価値を移動させるのであれば、金銀のほうが輸

送コストは安く済むはずである。また縄の新調には相応の費用がかかる。にもかかわらずあくまで銭で支払をしていることに注目すべきだろう。

この事例から、単に高額だからという理由のみで金銀が用いられるわけではない、言い換えれば高額支払だからといって必ずしも金銀支払が一般化していない状況を見て取れる。

3.信長以外による金銀使用

本章では信長以外の主体による金銀の使用に関する記事をみてみよう(以下の叙述においては表2 も参照されたいプ²)。

16世紀後半における大名レベルでの贈与支払手段としての金銀使用の存在については従来の研究にも指摘がある⁴³)。『信長公記』でも大名レベルから信長への金銀贈与の記事をいくつか確認できる⁴⁴)。この中で注目すべきが次の事例である。天正10年 1 月21日、備前の宇喜多直家死亡にあたり、その家老が安土に参上してその旨を言上し、「黄金百枚」を進上し、信長は秀家による跡職相続を認めた⁴⁵)。中島圭一氏の指摘によると、毛利氏からの京都方面への贈与支払手段が永禄年間中葉以降に金から銀へと転換するという⁴⁶)。先の事例によれば、同じ中国地方の大名でも毛利氏とは対照的に宇喜多氏は金を使用している。大森銀山を領有する毛利氏と、そうでない宇喜多氏とでは贈与支払手段のありかたが違うことを反映しているのであろうか。

大名レベル以外での金銀の使用の状況を示す事例はどうか。確認できるのが金銀による支払・価値 蓄蔵の事例である。

具体的に事例を見る。天正7年(1579)9月、京都の座頭らが常見という検校を告発した。告発内容の一つに、常見検校が金の貸し付けにあたり秤を重くするという不正を働いていた、とある。常見検校は謝罪の上で「黄金二百枚」を信長に進上して赦免された。信長はこれを宇治川平等院前の架橋事業の費用にあてた⁴⁷⁾。この事例から、常見が贖罪のための支払手段として金を使用したことがわかる。またそれだけの金を蓄蔵していたことを示唆する。秤量により金を用いた金融が京都で行われていたということ自体も注目に値する。

同年、安土宗論終了後、敗北者側である京都の法華宗寺院が「黄金二百枚」を信長へ進上した⁴⁸)。 一種の贖罪行為とも捉えられる。その支払手段として金を使用している。この金支払にあたっては、 檀那の中心的存在たる京都町衆の経済力がその背後にあると評価されている⁴⁹)。京都の寺院・町衆レ ベルで金が蓄積されていたことを示すということになろうか。

また荒木村重反乱にあたり、同年11月19日、摂津有岡城が開城した。ここに残っていた荒木の妻子らはこれに際して導師を頼んだ。そして「御布施には金銀を参らせ候人もあり」と記されている⁵⁰。 布施としての支払手段に荒木一族が金銀を使用したことがわかる。このように記録されるのは当時金銀による布施がまだ珍しかったことによるものかもしれない。だがいずれにせよ籠城側が金銀を蓄蔵していたことは注目に値する。

当該時期における金による価値蓄蔵についての先行研究に田中浩司氏のものがある。田中氏は16世 紀前半において大徳寺真珠庵が金により資産蓄蔵を行っていたと指摘する⁵¹。一方本章で示したよう に、天正7年の段階で、京都と近郊において、庶民レベルとまでは言えるかどうかは微妙だが少なく とも大名レベル以外の階層で金銀とくに金の蓄蔵が行われていたこと、また支払手段(とくに高額の) としても使用されたことが確認できる⁵²。

さて近世の貨幣秩序を指して一般に西日本の銀遣い・東日本の金遣いと言われる。その定義自体についても議論がある(補説 1 参照)が、その成立の端緒を考える上で本章で挙げた事例は有益な情報を提供する。というのも本章で挙げた事例は、後に銀遣いと称される京都等において、16世紀後半の段階で支払手段・価値蓄蔵手段として金が一定度使用されていたことを示す。第1章でも述べたような、金銀の邂逅する場としての京都の実態の一端を示していよう。

補説1 価値尺度としての銀遣いの成立について

本稿の趣旨からは少し離れるが、ここで西日本における銀遣いの成立について少し触れておく。 銀遣いとは何か。岩橋勝氏は、価値尺度と交換手段とが乖離する場合の価値尺度としての使用を もって狭義の金遣い・銀遣いを定義する⁵³。従来の研究が交換手段・支払手段としての金銀使用の 量的拡大をもってのみ金遣い・銀遣いの成立を論じてきた⁵⁴のとは対照的である。

16世紀後半、後に銀遣いの地域とされる畿内とその周辺地域においても交換手段・支払手段・価値蓄蔵手段としての金の使用は一定度行われていた。これは既に先学が指摘し、本稿でも確認した通りである。ただし1560年代における金の交換手段・支払手段としての使用を見ると、価値尺度としては別の媒体、具体的には銭を使用しているようだ55)。

一方、1580年代の奈良において、交換手段・支払手段としての金使用の際に、価値尺度として銀を使用していたフシがある。次の史料である。

大御所御煩既二大事究片息計之式也、大略夕部歟、入目之用銀三百十三匁、金子十六匁、以上銀二算用シテ十一枚ノ通二寛舜、渡之、并米三石借渡之、(『多聞院日記』『続史料大成』)天正11年(1583)8月9日条。傍線髙木)ある費用につき支払は金銀両方を用いたが、「算用」 最終的な計算は銀で行ったことがわかる。この事例においては金銀の価値を合算する際に最終的に銀で表記されている。交換手段・支払手段として金銀を同時に使用する場合に価値尺度として銀が選択されたこと、すなわち価値尺度機能において銀が金に優越していたことになる。簡単に言えば、金ではなく銀を価値尺度として使用したということである。岩橋氏のいう狭義の銀遣いの端緒と言えようか。

ただしここに挙げた史料のほか16世紀末に同様の事例がある⁵⁰以外は、当該時期における価値尺度としての銀使用を示す記録は管見の限り確認できなかった。以前私は16世紀後半の畿内において価値尺度としての米使用が普及したことを示した⁵⁷⁾が、それに対して銀に関する事例は少ない。

これは当該時期において価値尺度機能において米が銀に優越していたことを示唆していよう。当該時期の銀は品位の均質性が成立していなかった。銀授受の際における善悪選別の存在はそのことを示す⁵⁸⁷。そのため使用価値に相対的に均質性がある米が、価値尺度としてまずは使用されることになったと考えられる。

その後銀の均質性が米の均質性を上回ることが、価値尺度としての銀使用を人々が選好する条件となる。銀の均質性を担保する条件としては品位統一や衡体系の統一等等が挙げられ、米の均質性を否定する要素としては品種やブランドの差異等が挙げられよう。また経年劣化の差など価値蓄蔵機能における銀・米の優劣も関係することになろう。そしてこの先に16世紀末における体制的金銀

貨造幣の開始や単位体系の統一を展望することができるのではないか。

補説2 越前における状況

本論で見てきた事例と比較すべく、越前における状況を記す史料を見てみよう。天正 1 年(1573) 信長は朝倉義景を滅ぼし越前を占領した。その際に越前国内の武士・寺庵から金を徴収したという 記録がある。

北庄土佐守館二、三人衆ト号シテ、木下助左衛門尉・明智十兵衛尉・津田九郎次郎ト云者ヲ置テ、国中武士寺庵 ノ知行百石二、黄金八両宛懸テゾ被取ケル。八両ト雖ドモ、十両二余リテ懸ル間、黄金所持ノ人ハ稀ナルガ故二、 或八家内雑具・家ヲ売リ、或ハ絹布・太刀・刀ヲ立物ニ遣シ、東西ニ馳走シテ、息ヲスベキ様モゾ無カリケル、 (「朝倉始末記」越前国江州両国守護代之事)⁽⁰⁾

越前国内の武士や寺庵の本領を安堵するに際し、知行高100石につき黄金8両を徴収した。しかしながら「黄金所持ノ人八稀」であったため、家財道具や家等を売却するなどしてこれを調達した、ということがこの史料からわかる⁶¹。

注目すべきは、支払手段が金に限定されていたが、当時越前において金を保有している主体が稀であったがため、金の調達のため武士や寺庵が奔走した、という部分である。この部分は、天正1年の段階で、越前の武士・寺庵レベルにおいて価値蓄蔵手段として一般化していない状況、また金自体があまり流通していない状況を示唆する。

本稿で先に挙げた事例と単純に比較すれば、天正1年の越前においては金の流通があまりなく、 天正7年ごろの京都と近郊においては価値蓄蔵手段等として一程度の使用があった、ということに なる。この差異が時期差、地域差、それとも別の要素の差異によるものなのかは、ここで挙げた資 料だけでは判断できない。今後実証例の蓄積が必要である[©]。

おわりに

以上本稿では『信長公記』等における交換手段・支払手段・価値蓄蔵手段としての使用に関する記事をみた。後に銀遣いの地域とされる京都において、永禄末年から天正年間にかけて、交換手段・支払手段・価値蓄蔵手段としての金使用が例外的ではなく一程度あったことを確認することができた。

従来の研究では、主に大名・公家・大寺院を主体とする金銀使用の状況が実証されてきた。一方本稿では、それ以外の主体の金銀使用の状況を若干ながら確認することができた。ただ本稿の分析においては庶民層一般における金銀使用の実情を示す記事を確認することができなかった。これは『信長公記』の史料的性格にもよるものだろう。先にも述べたが、時期差・地域差等の問題も含め、実証を今後蓄積する必要がある。

[付記]本稿は福井県史研究会研究大会における口頭発表「信長と金銀(2004年2月8日、福井県立図書館)をもとにしています。御意見ならびに御教示をいただいた皆様にここに記して謝意を表します。

注

- 1)カール・ポランニー(玉野井芳郎・栗本慎一郎訳「貨幣の対象物と貨幣の用法『人間の経済』 [、岩波書店、1998。
- 2)例えば安国良一氏の指摘「日本近世の貨幣的理解」『近世史サマーフォーラム2002の記録』近世史サマーフォーラム2002実行委員会、2002)。
- 3)あるメディアの機能転換の実証という方法論について参考となるのが足立啓二氏の指摘である。足立氏は明代における銀経済の成立を考察するに際し次のようにいう。「古来、中国では蓄蔵と贈与の手段として、金銀が一定の機能を果たしてきた。古くから多かれ少なかれ中国に存在し、蓄蔵と贈与を中心に機能してきた銀が、価値尺度として・流通手段として・各種支払い手段として、広範に貨幣諸機能を果たすようになる機能転換の過程こそが、所謂「銀経済への移行」である。貨幣としての銭と銀の歴史はそれらの機能的意義に即して理解されなければならない(「専制国家と財政・貨幣」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣、1990、128頁)。

ただし例えば金が支払手段・交換手段等として使用されるという場合、その支払・交換等の内容の個別性・限定性に留意しておく必要がある。ある交換において金が使用されることは、別の交換においても金が使用されることを必ずしも意味しない。明らかにすべきは、どのような交換において金が使用されるか、ということである。黒田明伸氏は次のように指摘する。「支払手段や価値蓄蔵手段もふくめ、これらの概念はあらゆる貨幣の本質を一般的に規定することを旨として設定されたものであるため、具体的事象の分析に際して機能相互間に矛盾を設定することができないという欠点をもつ(『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、1994、27頁)。

- 4)例えば、田中浩司氏による整理(「十六世紀前期の京都真珠庵の帳簿史料からみた金の流通と機能」峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、2003、303頁)。
- 5)『中世法制史料集』第5巻武家家法Ⅲ(以下『武家Ⅲ』)687。
- 6)『武家Ⅲ』685、686。
- 7)中島圭一「京都における『銀貨』の成立」『国立歴史民俗博物館研究報告』113、2004。朝尾直弘氏も同様の評価を行っている(『大系日本の歴史8天下一統』小学館 ライブラリー版)、1992、105 107頁)。またこの問題については拙稿「春日大社文書『掟旨』について」『出土銭貨』21、2004、においても触れた。
- 8)小葉田淳『日本貨幣流通史』刀江書院、1969。
- 9)桜井英治「中世の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『新体系日本史12流通経済史』山川出版社、2002。
- 10) 例えば田中浩司氏もまた、小葉田氏の提出事例が1580年代以降のものが主であることを指摘している(「一六世紀後期の京都大徳寺の帳簿史料からみた金・銀・米・銭の流通と機能」『国立歴史民俗博物館研究報告』113、2004、204頁)。
- 11) 前掲注7中島論文。前掲注10田中論文。
- 12)前揭注4田中論文。
- 13)浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史』勁草書房、2001、98頁。
- 14)盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」『国立歴史民俗博物館研究報告』83、2000。
- 15) 例えば、永原慶二「中世貨幣史における金の問題」『戦国史研究』711、1998。
- 16)本多博之「戦国・豊臣期の貨幣流通と東アジア貿易」岸田裕之編『中国地域と対外関係』山川出版社、2003。同「中近世移行期安芸厳島における銀の浸透と米の機能」『日本史研究』504、2004。後者の論文において、本多氏は金銀使用の地域差について議論を深めていくべきと指摘する(59頁)。
- 17) その点、金銀米銭の併用事情の一端を実証的に分析した田中氏の業績(前掲注10論文)は重要である。
- 18) 事例の検索にあたっては渋谷和宏・佐藤康太・大山由美子編『「信長公記」語彙索引』立正大学十六世紀史研究会、2004、も参照した。また本章で言及する事例の一部は、小葉田淳氏が先に検出したものと重なる(前掲注8 小葉田著書、421 423頁)。
- 19) 永禄7年、北美濃加治田の土豪・佐藤紀伊守父子が信長に内応した。佐藤は岸良沢を使者として信長に派遣した。これにつき「内々国の内に荷担の者御所望に思食折節の事なれば、御祝着斜めならず。先兵粮調へ候て、蔵に入置き候へと御諚候て、黄金五十枚岸良沢(佐藤父子の使者)に渡し遣はされ候。」とある(首 40)。
- 20) 2 5.
- 21)前掲注20のほか、元亀1年3月、堺における名物徴発。「代物金銀」を使用(3-2)。天正5年(1577)3月23日、河内若江にて名物徴発。「代物金銀」を使用(10-3)。
- 22) 天正7年12月18日、参内にあたり「金銀・巻物」を献上(12-18)。
- 23) 天正4年7月1日、安土城普請従事者へ「御服」「金銀・唐物」を与える(9-4)。

- 24) 天正8年3月13日、北条氏政からの使者へ「金銀百枚」を「京都にて田舎への宮笥調へ申候へと仰せ」て与える (13-1)。
- 25)前掲注19のほかの事例を挙げる。天正2年6月、家康へ「御兵粮代として黄金皮袋二ツ」を送る(7-8)。同9年、西尾小左衛門に命じて「黄金五十枚にて御兵粮八千余俵」を調達させた(15-23)。この事例については『家忠日記』天正9年12月18日条に「安土西尾小左衛門、信長来春駿甲江可有御動座、兵糧当城江移候て、相良へ被越候、」との記載がある。この事例につき古くは田中義成氏の指摘がある(『織田時代史』講談社、1980、173頁)。
- 26) 天正3年11月4日、信長任官礼。「砂金・巻物」を献上(8-10)。同4年11月21日、信長内大臣任官礼。「黄金二百枚・沈香・巻物」を献上(9-7)。同5年10月12日、信忠三位中将任官礼。「御太刀代として黄金三十枚」を献上(10-10)。
- 27) 天正5年閏7月12日、近衛信基元服に対する祝儀。「御服十重・御太刀代万疋・長光の御腰物・金子五十枚〔10 5〕。
- 28) 天正6年2月9日、吉野山中に隠れていた磯貝新右衛門の首をとった同地の者へ「御褒美として黄金下さる(11-4)。同年9月29日、大船観艦にあたり九鬼嘉隆らへ「黄金弐十枚」などを与える(11-11)。同年11月26日、信長側への帰順の褒美として中川清秀へ「黄金三十枚」その家臣らへ「黄金六枚」高山重友へ「金子弐十枚」その家老へ「金子四枚」などを与える(11-13)。同年12月1日、信長側への帰順の褒美として安部二右衛門・芝山源内へ「黄金弐百枚」を与える。また同年12月3日、安部二右衛門へ褒美として「黄金弐百枚」を与える(11-14)。同7年9月、摂津・播磨在番者へ褒美として黄金「五枚・十枚・廿枚・三十枚」を与える(12-9。また後掲注48参照)。同10年3月20日、木曽義政出仕にあたり、「黄金百枚」を与える(15-14)。同年4月3日、武田遺臣の首を進上した百姓らへ褒美として「黄金」を与える(15-20)。同年4月17日、浜名の橋・今切の渡しの由来などについて説明をした家康家来に対し「黄金」を与える(15-23)。同年5月19日、猿楽興行にあたり、幸若大夫へ「御褒美として黄金拾枚」、梅若大夫へ「金子拾枚」を与える(15-27)。
- 29) 天正6年4月7日、上洛していた神保長住へ「黄金百枚并に志々等百端」を贈与(11-5)。同8年閏3月6日、本願寺坊官らに対し黄金30枚等を送る(13-3)。同年7月2日、顕如らへの進物目録に「黄金三十枚」等とある(13-9)。
- 30) 天正3年9月12日、陸奥伊達からの使者へ礼として「黄金弐枚」を支払う(8-7)。同7年7月26日、陸奥遠野孫次郎から派遣された石田主計・前田利信へ「路銭」等として「黄金」を与える(12-6)。同8閏3月10日、宇都宮の聖誉貞安からの馬進上に対し、返礼として「黄金 三枚」等を使者に渡す(13-4)。同9年7月21日、出羽安東愛季からの使者に対し「黄金弐枚」を与える(14-6)。同年11月1日、下野皆川広照からの使者に対し「黄金壱枚」を与える(14-13)。
- 31) 天正7年12月、八幡の片岡鵜右衛門から香炉を徴発する。対価として「銀子百五十枚」を与える(12-17)。
- 32) 天正6年7月23日、鷹匠へ「銀子五枚宛に御服相副へ」て与える(11-9)。同7年4月18日、塩河国満へ褒美として「銀子百枚」を与える(12-1)。同年8月2日、同年5月の安土宗論にて功労があった浄土宗僧らへ各自「銀子五十枚」「銀子三十枚」「銀子十枚」等を与える(12-6)。
- 33) 天正7年4月17日、常陸多賀谷重経からの使者へ「銀子五枚」を与える(12-1)。
- 34) このほか、天正8年3月20日、無辺を泊めた近江石場寺栄螺坊に対し、雨漏り修理費として銀子30枚を与える(13 2)
- 35) 天正6年5月24日、備前八幡山城主の内通工作に成功した羽柴秀吉に「黄金百枚」、その報告に来た竹中重治に「銀子百両」を与える(11-7)。同8年5月7日、安土相撲興行にあたり、勝利した相撲取に対し褒美として「銀子五枚」を与える。また甲賀谷中から参加した相撲取へ「黄金三枚」を与える(13-5)。
- 36)前掲注35。ただしこれは秀吉の金嗜好によるものかもしれない。田中氏は大徳寺からの贈与支払につき信長へは銀、秀吉へは金で支払った事例を示し、これが受贈者の嗜好の差によると指摘している(前掲注10田中論文、202頁)。当該事例もどちらの金属を(非経済的な理由で)嗜好したかという差によるものかもしれない。関連する議論に山室恭子『黄金太閤』中央公論社、1992。
- 37) 黒田明伸「中世日本における基準銭の形成とその消失」『貨幣システムの世界史』第5章3) 岩波書店、2003。
- 38) 例えば中島圭一氏は、三好三人衆の撰銭令・浅井長政の撰銭令が海禁緩和に先行することを指摘している(前掲注7中島論文、191頁)。 橋本雄氏もまた大陸からの銭流入量減少を原因として示すが、その契機を海禁解除のみならず、後期倭寇の1560年代における沈静化にも求める(「撰銭令と列島内外の銭貨流通」『出土銭貨』9、1998、88頁)。

また本章で挙げた永禄7年の事例は、銭途絶の本格化に先行する金の交換手段的使用の事例として注目に値する。兵糧など軍事関連かつ高額取引における金使用の先行性を示す事例といえようか。

- 39) この問題についてはこれまで浦長瀬隆氏の成果があった(前掲注13浦長瀬著書)。それに対し以前私はその批判的継承を試みた(拙稿「一六世紀後半の畿内における価格表記について」『神戸大学史学年報』18、2003)。
- 40) 例えば中島圭一氏は、1560年代後半における1貫文を超える取引に際し銭でなく金が交換手段として用いられた 事例を挙げている(前掲注7中島論文、185頁)。また前掲注9桜井論文、64-65頁。
- 41)「天正十三年御遷宮記」にもこの遷宮につき「信長三千貫文両宮正遷宮料びたせん被進之候」とある(『神宮遷宮記』巻4、555頁)。

銭緡、また縄や網状物による銭の梱包については、渡政和氏の一連の研究が参考になる(「絵画資料に見る中世の銭」『研究紀要』(埼玉県立歴史資料館)15・16、1993・1994。「中世文献資料における『緡銭』表現について」『出土銭貨』5、1996。「銭貨」『歴史手帖』24-7、1996)。

- 42)参考となる先行研究に播磨良紀氏のものがある。播磨氏は『織田信長文書の研究』所収の信長を発給者とする贈与礼状を典拠として、信長を受贈者とする贈与事例の整理を行っている(「織豊期の生活文化」『日本の時代史13天下統一と朝鮮侵略』吉川弘文館、2003、242頁 245頁)。ここに金銀による贈与の事例が掲出されている。これによると天正4年から金、同7年から銀による贈与の事例を確認することができる。寄贈者は武士・大名や寺院である。
- 43)前掲注8小葉田著書。また近年の研究では前掲注7中島論文。
- 44) 天正8年7月2日、顕如からの使者が御太刀代として「銀子百枚」を進上した(13-9)。 天正9年12月末、「隣国遠国の大名・小名・御一門の御衆」が安土へ参集し、歳暮として「金銀」等を信長へ献上した(14-15)。 ついで同10年1月1日にも「隣国の大名・小名・御連枝の御衆」が安土へ年頭の出仕にあたり「金銀」等を上覧に供した(15-1)。
- 45) 15-2。前掲注14盛本論文、39頁も参照。
- 46)前掲注7中島論文。
- 47)12-8 9。
- 48)12-9。ただしこれは「是を召置かれ候御心も如何敷の由」ということで、すぐに摂津・播磨在番者へ褒美として下付される。前掲注28参照。
- 49) 前掲注7朝尾著書、165頁。
- 50) 12 18.
- 51)前掲注4田中論文。
- 52) 足利義昭や織田信長自身のレベルによる金銀蓄蔵に関する記事も確認できる(6-2(異見十七か条における足利 義昭の金銀蓄蔵に対する弾劾)、15-34(安土城における金銀蓄蔵))。
- 53) 同様に田谷博吉氏も価値尺度としての使用をもって金遣い・銀遣いを定義している(「金遣いと銀遣い」『歴史教育』13-10、1965など)。価値尺度としての金銀使用をもって東西の貨幣使用慣行の区別をすることは、古くは太宰春台の説にも確認することができる(『経済録』巻5食貨)。
- 54) 例えば前掲注14盛本論文。また前掲注13浦長瀬著書。
- 55) 以前私は、奈良において、価格を米で表記し支払を金で行った事例を示した(前掲注39拙稿)。また同時期の京都においても同様の事例がある。例えば、足利義昭元服にかかる装束料「十五貫九百文之代黄金十三両一分」につき山科言継が請取状を出している(『言継卿記』(『新訂増補言継卿記』続群書類従完成会。以下『言継』)永禄11年4月5日条)。このほか同様の事例として、『言継』元亀2年4月17日条(御礼)、天正4年7月5日条(礼)がある。

ちなみに銀の使用の実態についても触れておこう。交換手段・支払手段としてのみ銀が使用され、価格計算は 銭で行われる例に次の史料がある。

- 一、従葉室小野三介子虎松弁才天持来、八十疋二可放之由申、上臈御局御所望之由候間持参、五十疋二可被主付之由有之、於其分者明後日代可被渡之由有之、其分申聞返了、(『言継』天正4年4月29日条)
- 一、小野三介弁天之代之事申来之間、上臈御局へ参申合、銀子にて被渡之了、(同5月11日条)
 - 「弁才天」の売買につき価格が銭で提示され、代価には「銀子」が渡されたことがわかる。つまり価格計算は 銭によって行われ、交換手段としてのみ銀は現れている。この他にも同様の事例がある(『多聞院日記』(『増 補史料大成』臨川書店。以下『多聞院』)天正 2 年 1 月26日条(御符)、同 4 月13日条(雑紙))。

また交換・支払を銀で行い米建てで価格を表記するものには、路物や給分等の事例がある(『言継』元亀2年12月3日条。『多聞院』天正3年9月8日条、同4年12月1日条)。

56) 次の史料がある。

長橋殿両度マテ参了、御奉行方申入了、則予切符出了、渡之、如此、

壱石五斗 御かうふり

木むらそうはくへ御わたし候へく候、山科印判

右京殿まいる

艮子八十六匁 御はんしり

此米六石弐升

八十二匁 御まへはり

此米五石七斗四升

合十一石七斗二升(ママ)

此分をりて二御わたし候へく候、

山科印判

右京殿まいる(後略)

(『言経卿記』(『大日本古記録』)慶長5(1600)12月22日条、傍線髙木)

これは山科言経が発給した支払命令書についての記事である。傍線部を見ると、衣類の調製にあたり、銀で価格が計算され、実際の支払には米があてられたことがわかる。この史料の時点、すなわち16世紀の最末期の京都において銀が衣類調製費用についての価値尺度機能を獲得していたことがわかる。

- 57) 前掲注39拙稿。
- 58) 『鹿苑日録』天正17年2月7日条に「貞首座来、去年之借銀、善悪可択之云々、遣小川之寿鑑宅択好悪」とある。借銀返済に際して支払われる銀の善悪 = 品位如何が問題となり、その鑑定が行われたことがわかる。銀の授受に際し個別的に品位鑑定が行われていた状況の一端を示す(同月9日条・12日条も参照)。

ちなみに金授受に際する品位選別については田中氏による事例指摘がある(前掲注10田中論文、206頁)。

- 59)16世紀末における秤をめぐるトラブルについては盛本氏による事例指摘がある(前掲注14盛本論文、54頁)
- 60)テキストは「朝倉始末記」『蓮如 一向一揆』(日本思想大系17)、岩波書店、1972、401頁。
- 61) このとき越前国内において本知安堵の朱印銭催促の例があることが従来指摘されている。典拠は「三田村士郎家文書」7(『福井県史』資料編6、福井県)。前掲注60「朝倉始末記」補注、581頁。また松浦義則「信長と越前支配」『福井県史』通史編3、福井県、1994、10-12頁。
- 62)本稿の趣旨から離れるが、賦課の基準が石高であることも興味深い。越前における石高建て知行表示の初見は天正1年8月25日付け信長朱印状である(前掲注61「三田村士郎家文書」6。また前掲注60「朝倉始末記」補注、581頁)。また信長政権の検地において、畿内周辺では石高表記、尾張など中部東海地域では貫高表記と、地域により表記が分かれていること、また越前は石高表記であることを、脇田修氏が指摘している(『織田政権の基礎構造』東京大学出版会、1975、139 140頁)。

1.信長側を使用主体とする記事

西暦	年	号	巻・条	受領主体	用途	種別	記載
1564	永禄 7		首 - 40	岸良沢	下賜 (兵糧料)	金	内々国の内に荷担の者御所望に思食折節の事なれば、御 祝着斜めならず。先兵粮調へ候て、蔵に入置き候へと御 諚候て、黄金五十枚岸良沢に渡し遣はされ候。
1569	永禄12		2 - 5	名物所有者	交換	金銀	然而信長、金銀・米銭御不足これなき間、此上は唐物、 天下の名物召置かるべきの由、御諚候て、先上京/大文字屋所持の 一、初花/祐乗坊の 一、ふじなすび/法 王寺の 一、竹さしやく/池上如慶が 一、かぶらなし /佐野 一、雁の絵/江村 一、もくそこ/以上/有閑 ・丹羽五郎左衛門御使申し、金銀八木遣し、召置かれ、 天下定目仰付けられ、五月(ママ)十一日、濃州岐阜に 到つて御帰城なり、
1570	元亀 1	.3	3 - 2	名物所有者	交換	金銀	去程に天下隠れなき名物堺にこれある道具の事、/天王寺屋宗及 一、菓子の絵/薬師院 一、小松嶋/油屋常祐 一、柑子口/松永弾正 一、鐘の絵/何れも覚の一種共に候。召置かれたきの趣、有閑・丹羽五郎左衛門御使にて仰出ださる。違背申すべきにあらず候間、違儀なく進上。則、代物金銀を以て仰付けられ候キ。
1574	天正 2	.6	7 - 8	徳川家康	贈与(兵糧料)	金銀	今度御合戦に及ばれざる事、御無念に思食させられ候。 御兵粮代として黄金皮袋二ツ、馬に付けさせ家康公へ参 らせらる。則、坂井左衛門尉所にて皮袋一ツを二人して 持上げさせ御覧候処、事も生便敷様躰、貴賤御家中の上 下見物致し、昔も承り及ばず、の由候て各耳目を驚かし、 御威光斜めならざる次第、諸人感じ奉り訖。家康公の御 心中ははからひがたき御事なり。
1575	天正 3	.9 .12	8 - 7	伊達使者	贈与	金	弐人の使者に黄金弐枚下され、御礼申し罷下るなり。
1575	天正 3	.11 .4	8 - 10	禁裏	上納	砂金	此節、信長右大将に重て御官位を進められ、砂金・巻物 其員を尽し、叡覧に備へさせられ、諸公家御支配候て、 知行を参らせられ、御名誉の次第なり。
1576	天正4	.7 .1	9 - 4	安土普請功労者	下賜	金銀	七月朔日より重て安土御普請仰付けられ、何れも粉骨の 働きに依つて、或は御服、或は金銀・唐物拝領其数を知 らず。
1576	天正 4	.11 21	9 - 7	禁裏	上納	金	重ねて信長内大臣に御官を進められ、又、今般、摂家・ 清花等へ御知行参らせられ、禁中へ黄金弐百枚・沈香・ 巻物・色々員を尽し、叡覧に備へられ、其時かけまくも 悉く御衣を御拝領。
1577	天正 5	.3 23	10 - 3	名物所有者	交換	金銀	若江迄御帰陣。/一、化狄、天王寺屋の竜雲所持候を召上げられ、/一、開山の蓋置、今井宗久進上。/一、二銘のさしやく、是又召上げられ、/三種の代物金銀を以て仰付けらる。
1577	天正5 .	閏7 .12	10 - 5	近衛信基	贈与	金	御祝儀として、/御服十重・御太刀代万疋・長光の御腰物・金子五十枚、/已上。
1577	天正 5	.10 .12	10 - 10	禁裏	上納	金	秋田城介信忠御上洛。二条妙覚寺御寄宿。今度松永早速御退治、御褒美として、かけまくも忝く御院宣をなされ、三位中将に叙せられ、御父子共御果報、中々御名誉申すばかりなし。三条殿迄御祇候あつて、御祝言の御太刀代として黄金三十枚、叡覧に備へ奉る。
1578	天正6	.2 .9	11 - 4	在地の 功労者	下賜	金	吉野の奥山中に磯貝新右衛門隠居仕候を、同地の者頸を切り、安土へ進上致し候。御褒美として黄金下さる。一度御憎を蒙り候の者、御存分に属さずと云う事なし。
1578	天正 6	.4 .7	11 - 5	神保長住	贈与	金	越中神保殿二条御新造へ召寄せられ、此比御対面御座なき子細、二位法印・佐々権左衛門を以て仰出だされ、黄金百枚并に志々良百端参らせられ、輝虎相果てらる、に付いて、飛騨国司へ仰出され、佐々権左衛門相添へ越中へ入国候なり。
1578	天正6	.5 24	11 - 7	羽柴秀吉・ 竹中重治	下賜	金銀	御満足なされ、羽柴筑前秀吉かたへ黄金百枚、并に竹中 半兵衛に銀子百両下され、忝き次第にて罷帰り候なり。

西暦	年	号	巻・条	受領主体	用途	種別	記載
1578	天正 6	.7 23	11 - 9	鷹匠	下賜	銀	三位中将信忠、岐阜にて庭子の御鷹四足御飼生立なされ候。近来の御名誉これに過ぐべからず。御鷹師山田・広葉両人安土へ、寅七月廿三日、持参候処、右の内一足召上げられ、残りは中将信忠へ御帰なさる。両人御鷹師辛労仕りたるの由上意にて、銀子五枚宛に御服相副へ下さる。色々添き儀共にて罷帰り候なり。
1578	天正6	.9 29	11 - 11	九鬼嘉隆ら	下賜	金	九鬼右馬允召寄せられ、黄金弐十枚、并に御服十・菱喰の折二行拝領。其上、千人づ、御扶持仰付けられ、并に 滝川左近大船白舟上乗仕候犬飼助三・渡辺佐内・伊藤孫 大夫三人に、黄金六枚・御服相添へ下され、忝なく頂戴
1578	天正6	.11 26	11 - 13	中川清秀・ 高山重友ら	下賜	金	黄金三十枚中川瀬兵衛に下され、小使仕候家臣の者三人に黄金六枚、御服相添へ下さる。高山右近、是又金子弐十枚、家老の者弐人に金子四枚、御服相添へ拝領。
1578	天正6	.12 .1 ·12 .3	11 - 14	安部二右衛門・芝山源内	下賜	金	蜂須賀彦右衛門才覚にて両人御礼に参り候処、御満足斜めならず。黄金弐百枚下され、忝き次第にて罷帰り候き、(中略)古屋野御陣所へ二右衛門又祇候申し、右難儀の仕合一々言上候処、最前の忠節よりも一入神妙の働き御感に思食さる、の由候て、忝くもさ、せられ候御秘蔵の左文字の御脇指下され、并に御馬皆具共に拝領。御太刀代として黄金弐百枚、其上摂州の内川なべ郡一色進退に仰付けられ、芝山源内、是又御馬拝領候なり。
1579	天正 7	.4 .17	12 - 1	多賀谷重経 使者	贈与	銀	多賀谷修理亮かたへ遣はさる、注文、/御小袖 五つ/縮 三十端/已上、/銀子 五枚、是は使者に下され候なり。
1579	天正7	.4 .18	12 - 1	塩河国満	贈与	銀	塩河伯嗜(ママ)へ銀子百枚遣はされ候。御使森乱、中 西権兵衛相副へ下さる。過分忝きの由候なり。
1579	天正 7	.7 26	12 - 6	石田主計· 前田利信	贈与(路銭)	金	一、御服五つ、并に黄金路銭として使の石田主計に下され、添く拝領なり。 / 一、御服五つ、黄金相添へ前田薩摩守に下され、添き仕合にて罷下り候キ。
1579	天正 7	.8 .2	12 - 6	净土宗僧	下賜	銀	以前、法花宗と法文仕候貞安長老へ、/一、銀子 五十枚、貞安へ下さる。/一、銀子 三十枚、浄源院長老へ /一、銀子 拾枚、日野秀長老へ、/一、銀子 拾枚、 関東の霊誉長老へ、/かくのごとく送り遣はされ忝き次 第なり。
1579	天正7	.9	12 - 9	摂津播磨 在番者	下賜	金	以前、浄土宗と法花宗宗論仕候。其時の御礼として、京 の法花坊主より黄金二百枚進上候。是を召置かれ候御心 も如何敷の由候て、伊丹表・天王寺、播州三木方々御取 手に在番候て粉骨の旁へ、五枚・十枚・廿枚・三十枚宛 下され候なり。
1579	天正7	.12	12 - 17	片岡 鵜右衛門	交換	銀	去程に、八幡の片岡鵜右衛門と申す者、周光香炉所持候 を召上げられ、銀子百五十枚下され候なり。
1579	天正7	.12 .18	12 - 18	禁裏	上納	金銀	信長公、二条新御所へ御参内。金銀・巻物等其員を尽し 叡覧に備へられ、翌日十九日御下り。
1580	天正8	.3 .13	13 - 1	北条氏政 使者	贈与	金銀	矢部善七郎御使にて、金銀百枚、北条氏政よりの使者笠原・間宮両人に下され、京都にて田舎への宮笥調へ申候へと仰せ遣はされ候なり。
1580	天正8	.3 20	13 - 2	栄螺坊	下賜	銀	栄螺坊は何とて御城廻りに、か様の徒者を置き申し候と御尋ねの処に、石場寺御堂の漏れを止め申したきために勧進として暫時の間を置き申す由言上候へば、銀子三十枚下され候。
1580	天正8.	閏3.6	13 - 3	下間小進 法橋ら	贈与	金	誓紙人数、 / 下間筑後子小進法橋、黄金 十五枚、 / 下間刑部卿法橋、同 十五枚、 / あぜち法橋、同 十五枚 / 北方、同 廿枚、 / 門跡添状、同 三十枚、 / 已上。
1580	天正8 .	閏3 .10	13 - 4	聖誉貞安	贈与	金	御返報として、遣はさる、/御注文、(中略)黄金 三 枚、

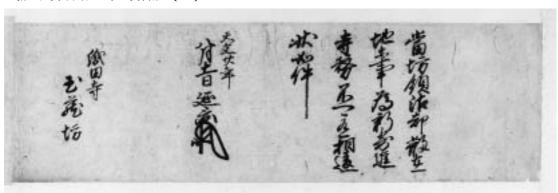
西暦	年 号	巻・条	受領主体	用途	種別	記載
1580	天正8.5.7	13 - 5	長光ら	下賜	金銀米	日野の長光・正林・あら鹿面白き相撲を勝ち申すに付いて、御褒美として銀子五枚長光に下され、忝く頂戴。甲賀谷中より相撲取卅人参り候。辛労の由御諚候で、黄金三枚下され、忝き次第なり。布施藤九郎与力に布施五介と申す者、能き相撲の由候で、召出だされ、御知行百石仰付けられ候。今日の御相撲、あら鹿・吉五・正林能き相撲勝ち申すに付いて、御褒美として八木五十石宛下され、忝く拝領なり。
1580	天正8.7.2	13 - 9	顕如ら	贈与	金	信長公より門跡・北方へ御音信遣はさる。/御注文 写置き候。/黄金 三十枚 門跡へ、/黄金二十枚 北方へ、/黄金 十五枚 あせち法橋へ、/同 十五枚 下間刑部卿法橋、/同十五枚 下間筑後子少進法橋、/黄金 二十五枚、右五人、今度使に参られ候衆へ下さる。翌日添きの由申上げ候て罷帰り候なり。/已上。/去程に、新門跡大坂渡進べきの御請けなり。
1581	天正9 .7 21	14 - 6	安東愛季 使者	贈与	金	下国方へ御返書遣はさる、注文、(中略)黄金弐枚、是は使の小野木と申す者に下さる、の由なり。
1581	天正9 .11 .1	14 - 13	皆川広照 使者	贈与	金	黄金 弐枚、是は使者に参り候関口石見と申す仁に下され候なり。
1582	天正10.3 20	15 - 14	木曽義昌	下賜	金	御腰物、梨地蒔、かなぐ所焼付け、地ぼり、目貫梗概は十二神、後藤源四郎ほりなり、并に黄金百枚。新知分信州の内二郡下され、御縁迄御送りなされ、冥加の至りなり。
1582	天正10 .4 .3	15 - 20	百姓	下賜	金	恵林寺破滅。老若上下百五十余人焼殺され訖。所々にて 御成敗の衆、諏訪刑部・諏訪釆女・だみね・長篠、是等 は百姓共として生害させ、頸を進上。則、御褒美なされ 黄金下され候なり。是を見る者、先々迄名ある程の者尋 捜して、頸を持参候キ。
1582	天正10 .4 .15	15 - 23	西尾小左衛門	交換 (兵糧料)	金	去年、西尾小左衛門仰付けられ、黄金五十枚にて御兵粮 八千余俵調へ置かれ候。是は、か様の時節御用に立てら るべきために候。併此上は入らず、の旨御諚候て、家康 卿御家臣衆へ御支配候て下され、各忝きの趣御礼にて候 なり。
1582	天正10 .4 .17	15 - 23	渡辺弥一郎	下賜	金	家康卿御家来渡辺弥一郎と申す仁、こざかしく浜名の橋 ・今切の由来、舟かたの子細、条々申上ぐるに付いて、 神妙に思食されて、黄金下され、手前の才覚面目なり。
1582	天正10 .5 .19	15 - 27	幸若大夫・ 梅若大夫	下賜	金	幸若大夫御前へ召出だされ、御褒美として黄金拾枚下さる。(中略)其後梅若大夫にも金子拾枚下さる。
1582	天正10 .6 .3	15 - 34		蓄蔵	金銀	御上臈衆仰せられ様、とても安土打捨てのかせられ候間、御天主にこれある金銀・太刀・刀を取り、火を懸け、罷退き候へと仰せられ候処、蒲生右兵衛大輔希代無欲の存分あり。信長公、年来御心を尽られ、金銀を鏤め、天下無双の御屋形作り、蒲生覚悟として焼払ひ、空シク赤土トナスベき事冥加なき次第なり。其上、金銀・御名物乱取り致すべき事、都鄙の嘲哢如何々なり。安土御構、木村次郎左衛門に渡置き、夫々に御上臈衆へ警固を申付け、退申され候。端々の御衆はかちはだしにて、足は紅に染みて、哀れなる風情目も当てられず。

2.信長以外を主体とする記事

西暦	年 号	巻・条	使用主体	用途	種別	記載
1573	元亀 4	6 - 2	足利義昭	蓄蔵	金銀	(異見十七か条、抜粋)一、他国より御礼申上げ、金銀を進上歴然に候処、御隠密を候てをかせられ、御用にも立てられず候段、何の御為に候哉の事。/一、去夏御城米出だされ、金銀に御売買の由候。公方様御商売の儀古今承り及ばず候。今の時分に候間、御倉に兵粮これある躰こそ外聞尤もに存候。かくのごときの次第驚き存候事。/一、諸侯の衆武具・兵粮以下の嗜はなく、金銀を専に蓄ふるの由候。牢人の支度と存候。是も上様金銀を取置かれ、雑説の砌は御構を出でられ候に付いて、下々迄もさては京都を捨てさせらるべき趣と見及び申候ての儀たるべく候。上一人を守候段珍しからず候事。
1579	天正7.9.14	12 - 8/9	検校	上納	金	其上、はかりを重仕候て、金を取り候段迷惑の由、今度、信長公へ訴訟申上ぐる処、聞食分られ、検校共条々曲事の旨仰出だされ、御成敗なさるべきの処、種々御詫言申し、黄金二百枚進上致し御赦免候。/則、此代物を以て、宇治川平等院の前に橋を懸け申すべきの旨、宮内卿法印・山口甚介両人に仰付けられ、末代のために候間、丈夫に懸置くべきの旨御諚候訖。
1579	天正7 .9	12 - 9	法華宗僧	上納	金	「1 .信長側を使用主体とする記事」の天正7 .9の項参照。
1579	天正7 .11 .19	12 - 18	荒木村重 妻子ら	贈与	金銀	御布施には金銀を参らせ候人もあり。
1580	天正8 .7 .2	13 - 9	顕如使者	贈与	銀	御礼。御勅使、近衛殿・勧修寺殿・庭田殿・此御衆召列れられ、御取次、宮内卿法印・佐久間右衛門尉。進物御太刀代銀子百枚。中将信忠卿へ御礼申す。信長公御対面これなし。
1581	天正 9 .12	14 - 15	隣国・ 遠国大名ら	贈与	金銀	月迫には隣国遠国の大名・小名・御一門の御衆、安土へ 馳集り、歳暮の御祝言として金銀・唐物・御服・御紋織 付、御結構大方ならず。我劣らじと門前市をなし、色々 の重宝進上其員を知らず。
1582	天正10 .1 .1	15 - 1	隣国大名ら	贈与	金銀	隣国の大名・小名御連枝の御衆、各在安土候て、御出仕あり。(中略)今度は大名・小名によらず、御礼銭百文づ、自身持参候へと、堀久太郎・長谷川竹両人を以て御触れなり。(中略)御幸の間拝見の後、初めて参り候御白洲へ罷下り候処に、御台所の口へ祇候候へと上意にて、御厩の口に立たせられ、十疋宛の御礼銭、忝くも信長直に御手にとらせられ、御後へ投させられ、他国衆、金銀・唐物、様々の珍奇を尽し上覧に備へられ、生便敷様躰申し足らず。
	天正10.1 21	15 - 2	宇喜多家老	贈与	金	備前国、宇喜多和泉、是も病死候。羽柴筑前守家老の者 共召列れ、安土に至つて祇候申し、右の有姿言上候て、 信長公へ黄金百枚進上候て、御礼申上げ、跡職相違なき の旨上意にて、年寄共には、一々御馬下され、忝く下国 候キ。

注 / は改行を表す。

新たに受け入れた中世資料から(1)



朝倉延景安堵状 山内秋郎家 X0142 - 00001)